

三井鉱山株式会社山野鉱業所の社宅について

池上, 重康
北海道大学: 助教

<https://doi.org/10.15017/4060489>

出版情報 : エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 35, pp.17-27, 2020-03-25. 九州大学附属図書館付
設記録資料館産業経済資料部門
バージョン :
権利関係 :

【資料紹介】三井鉱山株式会社山野鉱業所の社宅について

池 上 重 康

はじめに

これまで、三井文庫所蔵『三井鉱山五十年史稿』を基礎資料に、三井鉱山の職員社宅と労務者社宅について関連する章を翻刻するとともに、その解題を行ってきた^①。また、二〇一八年度から公益財団法人住総研の研究助成を受け、「戦前期三井鉱山関連会社の福利施策の研究―三井文庫所蔵三井鉱山旧蔵資料を基礎資料に―」と題して、研究を継続している^②。特に後者では、労務者社宅、職員社宅の構造と設備の変遷について、九州三山（三池、山野、田川）のうち、田川鉱業所の事例について重点的に論じたため、ここでは、昭和一七年までに上梓された各事業所沿革史のうち『山野鉱業所沿革史』を基礎資料に、山野鉱業所に着目して稿をまとめることにした。

山野鉱業所は、福岡県嘉穂郡稲築村（現嘉麻市）にあった炭礦で、筑豊炭田のうち主力坑の一つであった。明治二九年に三井合名会社が所有し、同三一年から出炭を開始した。口ノ春の第一坑、山野の第二坑（両

坑とも大正一四年廢坑）を皮切りに、明治三九年に鴨生坑（第三坑）、同四〇年に漆生坑（第四坑）を開鑿し、明治四一年には口ノ春に第二坑、大正元年には漆生に第二坑、同一年には平に第五坑を開いた。昭和四八年に全て閉山した。

一、従業員社宅

創業当時（明治三〇年代）は、社宅ではなく「鉱夫納屋」と呼ばれており、極く初期のものは、三畳一間の十戸建てで、屋根は瓦葺きながらも、壁は荒壁で天井はなく、窓は無双窓であった。押入や上り口の建具はなく、台所の設備もなく、共同便所であった。明治三〇年代後半になると、四畳半式の十戸建てになり、小さな縁側を設けるものもあるが、屋根が藁葺きになった他、設備に変化は見られない（図一）。

明治末〜大正初年に新築された鉱夫納屋は、設備的には雨戸を設けた程度で前の時代と大差はないが、規模に着目すると、四畳半一間式の八

戸建てや六畳一間式の八戸建てが主流となる。大正後半には、台所が設けられたり(図2)、六畳と三畳の二間式六戸建てでは、台所が設備されるのは勿論のこと、壁が白漆喰塗りとなり、竿縁天井を張り、濡れ縁を設けるものも出現した。

大正末より昭和初年になると、六畳、四畳半の二間式五戸建てや四戸建てが現れ始める。これらは「改造坑夫社宅」と呼ばれた(図3)。

昭和八年以降は、昭和四年公布の「鉱業警察規則」の影響もあり、名称も「従業員社宅」と変わった。六畳、四畳半の二間式四戸建て、六畳、四畳半、三畳の三間式四戸建てを標準とし、内便所、内縁を設けるようになる他、台所を板張りとし、出窓を設けるものも現れ始めた。昭和一二年に本店が提案した社宅には、床の間がみられる(図4)。

昭和一三年以降の「最新新築従業員社宅」では、二階建てが実現している。しかしながら、台所が土間式のままである(図5)。

「年度別戸数調」では、坑口別の社宅戸数を読み取ることはできないが、棟数の増加に対して戸数の増加割合が低いのは、一棟当たりの戸数が減少していることを如実に物語っている。また、大正末から戸数が減しているのは、坑内労務の技術革新により、実質的労働者数を必要としなくなったことを意味しているのであろう。なお、これに関しては、例えば鉱山実習報文などから統計資料を精査した上での新たな考察が求められる。

ところで、三井鉱山本店調査部長、長澤一夫による三井筑豊の「坑夫社宅視察記」⁽¹⁾に、山野礦業所の社宅に関しての評価が記載されているので、ここに、関係部分だけ抜き出しておきたい。第一次大戦後、九州三山(三池、山野、田川)の坑夫社宅は改善が図られた。山野では普通社

宅にも二間式が導入され、濡れ縁を附し、壁を白漆喰塗りとする他、天井には竿縁天井を張った。裏庭では花壇や菜園を営み、通りには街路樹も植えられていたという。上記は、最新の社宅の状況であり、勿論、旧態の社宅も遺存していた。長澤は、視察時点での社宅を四等級に分類し評価している。「優良」は二階建てもしくは二間式のものであるが、山野に該当の社宅は存在しない。次いで「上等」は、新式の六畳で、土間は広く竈と流し場が室内にあり、且つ隣棟間隔も広いもので、山野では四坑、五坑がそうであった。「中等」は旧式の六畳で、土間が狭く、勝手は屋外にあり、山野では三坑がそれに該当し、最も旧態依然たる「下等」として、山野本坑のみをあげ、「社宅と呼ぶには畏気無し」と酷評し、早期の改良を求めている。その一方で、社宅単体のみならず、「街」としてのまとまり、植樹をはじめとする周辺環境の整備、各種福利施設の充足状況にも着目し、山野の三坑、四坑、五坑をその好例としてあげる。中でも社宅の分類としては「中等」とした山野の三坑を、住宅が狭隘で隣棟間隔が狭いながらも「街」として高く評価している。

二、職員社宅

山野における職員社宅は、一戸建て、二戸建て、三戸建て、四戸建てに区別し、入居資格により、以下のように決められている。一戸建ては主任以上、二戸建ては技士、工手長以上、三戸建ては工手以上、四戸建ては雇員にそれぞれ充当する。ただし、社宅の都合によっては、この限りではない。ここでは、職級別にその変遷を追っていきたい。

(1)主任級 (図6)

明治時代は一戸建てで、八畳五間で床の間を備える部屋が二間ある。木造平屋建て瓦葺きで、壁は白漆喰、竿縁天井を張る。内風呂、内便所、土間式ではあるが台所が完備している。大正時代になると、二戸建てで、設備が減ったり、仕様が下がることはないが、八畳二間、六畳、四畳半と規模が大幅に小さくなる。昭和に入ると、八畳と六畳がそれぞれ三間ずつあり、かつ一戸建てと規模は再び大きくなる。間取りに着目すると、広縁が設けられる他、所謂中廊下式と捉えられなくもない廊下が玄関から直接延びている。

(2)工手長級 (図7)

明治時代は、主任級の半分以下の規模であり、八畳、六畳、三畳、二畳の四間であるが、二畳は玄関で、三畳はおそらく女中部屋であろう。台所は土間式で、内風呂はない。仕様は木造平屋建て瓦葺きで、壁は白漆喰、竿縁天井を張る。縁側はあるが濡れ縁であろう。大正時代には、規模は四割ほど増え、縁側は内縁となり、内風呂が設けられる。台所は土間のままである。昭和になると更に居室が広くなる。三畳の女中部屋が確認できるが、主任級に見られたような広縁はない。

(3)工手級 (図8)

明治時代には、六畳二間で、内便所はあるものの、縁側は濡れ縁で、台所も土間式である。基本仕様は主任級、工手長級と変わらない。大正時代には、三間式となり、居室面積は広がるが、濡れ縁のままであり、内風呂もない。昭和には、内風呂が加わり、工手長級から女中部屋を除いた程度の規模になる。間取りを見比べても、両者の間にほぼ差異は認められなく、居室構成だけ見れば、大正時代の主任級社宅と同等である。

(4)小頭級 (図9)

明治時代は、六畳、四畳半の二間式で、濡れ縁と土間式の台所が付く。内風呂はない。大正時代には、二階建ての三間式二戸建てとなる。一部夜勤者の安眠を考慮して考えられたものである。昭和になり、内風呂が設けられ、縁側が内縁となり、規模的には大正時代の工手長級と遜色のない造りとなっている。

『山野鉱業所沿革史』の記述によると、大正時代以降、計画的な区割りとなされ、かつ採光を考慮した配置計画がなされてようであるが、住宅平面からは残念ながらこれらのことは読み取れない。建具は無双窓や紙障子からガラス窓に変更したという。昭和にはさらに改良が加えられ、従来の長屋式から「近世住宅風」に変わったという。三井文庫所蔵の三井鉱山沿革史写真帖には、残念ながら、社宅の写真は一枚たりとも貼付されていない。使用建材も輸入材を適宜使用したとあるが、これらを証明する資料は現時点では見つからない。

むすび

以上、『山野鉱業所沿革史』を基礎資料に、山野鉱業所の従業員社宅と職員社宅について、主に、間取りと仕様の変遷について考察した。職員住宅、とりわけ最下級の小頭級の充実振りには目を見張るものがある。翻って、従業員社宅を見た場合、最新式の二階建て社宅は、大正時代の小頭級職員社宅と遜色がないと言える。

西山卯三は『日本のすまいⅢ』の中で、鉱夫社宅をして、「日本のすまいの恥部の一つである」とまで酷評した。確かに、ここで述べてきたよ

うに、明治時代の劣悪な社宅（坑夫納屋）は、一部地域で遺存していたことは否めない、しかしながら、三井鉱山に限らず、日本の炭礦では、坑夫社宅を常に改良、改善の努力を続けており、その成果の一部を『山野鉱業所沿革史』をはじめとする資料から読み取ることができるのである。

注

- (1) 池上重康「資料紹介」『三井鉱山五十年史稿卷十八』より第十三編職員第五章社宅施設（九州大学記録資料館産業経済資料部門編集・発行『エネルギー史研究』第三二号、二〇一七年三月、一八一～一九六頁）、ならびに池上重康「資料紹介」『三井鉱山五十年史稿卷十六』より第十編労務第三節会社自体が行つて来た労務管理施設第四項住居管理（九州大学記録資料館産業経済資料部門編集・発行『エネルギー史研究』第三四号、二〇一九年三月、三七～五一頁）。
- (2) 住総研『研究論文集・実践研究報告集』第四五号、二〇一八年版（二〇一九年三月発行予定）に掲載予定。
- (3) 昭和一七年までに簡易製本ながらも出版となった各事業の沿革史は、田川鉱業所、本洞鉱業所、山野礦業所、三池製作所、三池製錬所、三池鉱業所。このうち、三池鉱業所沿革史は、『新大牟田市史資料編』（二〇一九年）の付録DVDに全文の翻刻ならびに添付図版が複写画像とともに収録されている。
- (4) 拙稿注（1）の後者で解題を加えている。
- (5) 西山卯三『日本のすまいⅢ』（勁草書房、昭和五五年）、二六八頁。

〔翻刻〕

凡例

旧字は原則常用漢字に改めた。

句読点は適宜追加した。

山野礦業所沿革史

第十一卷

第一章 労務管理

第一節 当該地方に於ける労働事情の変遷及労働運動

第八、福利施設

一、住宅施設

(1) 住宅の変遷

従来鉱夫社宅を称して鉱夫納屋或は鉱夫長屋の名称を以て呼ばれ居りたるが今日にては何処の炭坑に於ても鉱夫、（従業員）社宅又は単に社宅と称する様になり山野に於ても昭和の初め頃改称論起り昭和二年本店調査部長来山の際討議せられ、結局納屋又は長屋より社宅への変化は単に其の名称の変化のみならず其の内容体裁も亦、名称相応進歩したるが為之を鉱夫社宅と改め尚其の後従業員社宅と改め現在に至れり。

欧州大戦前迄は社宅不足の爲借家住居をなし通勤する者の多かりしが其の後炭鉱が漸次大資本に統合せらる、様になり住宅施設は恰も福利施設の先頭觀を呈

し又特定地域に集団的社宅を建設する事は労務管理上有利なるより逐年増設改善せられ遂に今日の社宅を完成するに至れり。

顧るに明治三十年代に於ける従業員社宅の状況は文字通り全く納屋の域を脱せず炊事場は勿論竈の設備なく三畳又は四畳半式の一室にして多くは草葺の一棟一〇戸乃至二〇戸建の長屋式であり、当時は当所も名実共に所謂納屋にして明治三十一年七月三十一日には山野炭礦納屋貸与取扱を通牒せられ居れり。

一ヶ月の納屋賃は藁葺四畳半にて四十六錢、瓦葺は五十四錢に定められ九州地方の炭坑は一般に琉球表を貸与するものが多く其の後大正七八年の大戦好況期に入り瓦葺や「トタン」葺が一時に増加し加ふるに昭和四年十二月六日鉱業警察規則が公布され其の第六十七条に鉱夫社宅に関する詳細なる取扱規定を設けられたため一段と改善を加へられるに至れり。

筑豊は大小の鉱山が雑然と存在し居れる關係上社宅の構造様式も亦雑然として一定せず大体一棟四戸建乃至八戸建の木造平家建が最も多く中には五戸建六戸建を主とする鉱山もありたり。

(2) 社宅の貸与

社宅の貸与に付いては欧州大戦前後も別に變化なく特に貸与規定を設けて借家證等を徴して居りたる炭坑もありたり。

山野に於ける社宅の貸与は明治時代迄採炭夫及支柱夫（仕練夫）を第一位とし職工及其他の日役は就業上必要に応じて貸与すること、し而も採炭夫及支柱夫にして年末に勤続満四ヶ年に達したる者は其の翌年一月一日より其居住の納屋料を免除すると言ふ規定を設け大正六年迄実施し來れり。昭和二年従業員社宅料を全面的に改正したる際之を廢止し今日に至れるものなり。

(3) 直営寄宿舎

単身従業員収容の為従來飯場なるものあり 飯場主が自己の配下に属するものを寄宿せしめて飲食其他一切の生活の世話をなし居りたるが昭和時代となり各炭坑共飯場制度を段々廢止し炭坑直営の寄宿制度に変更するに至れり。

寄宿舎には囲碁、将棋、玉突、ラジオ、蓄音機、図書、其他色々の娯楽設備を完備して一室六畳に三人乃至四人位収容し食費及寝具料共一切を合せて一日につき金五十錢乃至五十五錢程度徴収し居れり。

山野は昭和十二年後各坑に寄宿舎を設置し現在五ヶ所に四百五十余人収容し居れり。

二、保健衛生施設

鉱夫の保健衛生施設としては古くからの病院を設置し患者發生の際、診察し居りたり。

大正十五年健康保險法の実施以來各炭坑共鉱夫並に其の家族の健康に多大の關心を持つことになり最近の衛生思想の宣伝普及と共に積極的に諸施設に力を注ぐことになりたり。

山野も明治時代は病院の設備なく村方の熊本医院の医師に囑託し同医師は小頭社宅の一部に出張所を設けて治療し居りたり。

勿論当時重症患者は自宅療養の外途なく其の後事業の發展に連れ医局を設置し病室を設けたり。

最近に至り山野鉱業所病院を建設し格坑に診療所を設置し治療上遺憾なきを期するに至れり。

筑豊大手筋の炭坑に於ては大運動場を設置し体育を奨励し全従業員に「ラジオ」体操を実施し居れり。

又浴場に就ては極めて小規模なる建物なりしが現今に於ては一時に數十人収容し得る而も薬湯、時間外湯等の特別の設備ありて近代的優秀浴場の建設を見るに至れり。

理髪店の如きも昭和の初期より従業員の為に会社で商人を指定し、鉱業用地内の会社設備を利用せしめ居る炭坑が大部分を占め而も事業主の監督の下に清潔防疫の方法を講じ都會の理髪店に劣らぬ設備をなし居れり。

以上の外塵芥処理、糞尿処分、下水掃除等の一般的衛生施設は勿論、夏季大掃

除に至る迄殆んど炭坑側の指導監督の下に清掃を怠らず実施せられ居れり。

三、教育収容施設

昔の炭坑には教育収容施設として見るべきもの殆どなく加之欧州大戦後事業界の不況に伴ひ福利施設は動もすれば停頓勝となりしが一方社会思想の普及と共に労働運動は逐日盛となり之が対策として各炭坑共従業員の精神的訓練の必要を痛感し着々各種団体の教化に意を用ひしが昭和に至りて国家の指導方針と相俟ち積極的に修養会、講習会、鍛錬会等を催すに至れり。

最近各炭坑共修養教化団体としての青年団、婦人会、戸主会、女子青年団、少年少女団、在郷軍人会、軍友会等の諸団体を整備し各種の活動を行はしめ又大手筋の各炭坑は大低従業員倶楽部（集会所）を設け各種講演会、講習会或は演武大会等を催して従業員の心身を鍛錬し或は図書館を設置して自由に図書の間覧、貸出を行ひ従業員の精神的向上を計れり又最近（大低昭和十年以降）各炭坑共私立の青年学校を設立して青年学校に出席したる者には賃金を支給して極力出席を奨励し青年の教育に努め居れり（山野は昭和十年四月一日設立生徒総数九百名位）

又炭坑中には優秀従業員に対し職員としての素養を得せしむる目的を以て夜学校或は講習会を開き専門的に必須学科の指導をなしつゝあり。

四、慰安娯楽施設

従業員の慰安娯楽施設としては欧州大戦前迄は各炭坑共殆んど見るべきものなく只年一、二回の山神祭を挙行し之が余興として角力或は芝居等を催すに過ぎず炭坑によりては従業員に酒肴料として若干金員及物品を支給して慰安娯楽の一助に供する程度であり又盆祭に於て変災志望者の供養を行ひ或は地方的盆踊を催し或は旅芸人の来山したる時従業員より一人十銭宛徴収して之と会社補助金と合せて臨時に娯楽会を開催する等の程度にして平常の慰安娯楽の設備に就ては極めて幼稚なりしが今日に於ては各炭坑共従業員倶楽部、図書館又は集会所を設置して随時使用せしめ相互の親睦、娯楽、冠婚葬祭其の他の集会用に供

し居れり。

又図書館には小説、新聞、娯楽雑誌等を備付け一般の閲覧に供し且つ将棋、ピンポン、ラジオ等の室内娯楽設備の完備せるものあり。

第十五卷

第九章 住居施設

第一節 社宅

年度別個数調

摘要	社宅		備考	摘要	社宅		備考
	棟数	戸数			棟数	戸数	
明治31				大正8	208	1726	
32	26	151		9	239	1793	
33	37	239	五月十五日八棟 焼失 々二十九日一棟	10	252	1976	
34	47	319		11	260	2063	
35	50	374		12	267	2115	
36	62	394		13	268	2096	
37	62	394		14	264	2032	
38	62	394		15	260	1985	
39	72	484		昭和2	258	1876	
40	82	564		3	258	1792	
41	82	656		4	272	1802	
42	87	696		5	272	1799	
43	98	734		6	264	1737	
44	98	734		7	264	1700	改造
45	108	920		8	270	1650	
大正2	103	914		9	278	1637	
3	128	954		10	297	1641	
4	128	954		11	337	1717	
5	160	1030	山野一坑不要納屋移転	12	400	1989	
6	171	1368		13	477	2298	
7	181	1448		14	566	2868	

創業以来昭和拾四年度迄 山野礦業所

年度	山野本坑		鴨生坑		漆生坑		第五坑		合計	
明治卅一年	2	8							2	8
明治卅二年	6	16							6	16
明治卅三年	7	19							7	19
明治卅四年	10	25							10	25
明治卅五年	12	33							12	33
明治卅六年	14	37							14	37
明治卅七年	14	37							14	37
明治卅八年	17	43							17	43
明治卅九年	17	43							17	43
明治四十年	17	43			1	4			18	47
明治四十一年	17	43	1	4	1	4			19	51
明治四二年	18	44	2	8	3	6			23	58
明治四三年	18	44	6	20	5	14			29	78
明治四四年	18	44	8	23	6	27			32	84
明治四五年	18	44	8	23	6	27			32	84
大正二年	18	44	9	25	7	19			34	84
大正三年	18	44	10	27	7	19			35	90
大正四年	18	44	12	31	7	19			37	94
大正五年	17	40	13	33	7	19			37	92
大正六年	17	40	18	38	8	20			43	98
大正七年	17	40	19	40	8	20			44	100
大正八年	20	43	25	52	9	22	1	1	55	118
大正九年	20	43	25	52	11	25	6	17	62	137
大正拾年	20	43	26	54	11	25	6	17	63	139
大正拾一年	20	43	26	54	12	27	6	17	64	141
大正拾二年	20	43	28	58	14	36	6	17	68	154
大正拾三年	20	43	29	60	17	42	8	16	74	161
大正拾四年	20	43	29	60	18	44	8	16	75	163
大正拾五年	20	40	32	66	18	44	8	16	78	166
昭和二年	20	40	32	66	18	44	8	16	78	166
昭和三年	20	40	32	66	20	41	8	16	80	163
昭和四年	20	40	33	66	20	41	8	16	81	163
昭和五年	20	40	33	66	22	43	7	15	82	164
昭和六年	11	31	33	66	22	43	7	15	73	155
昭和七年	11	31	37	74	22	43	8	16	78	164
昭和八年	8	26	39	78	20	45	8	16	75	165
昭和九年			44	89	20	42	7	16	71	147
昭和拾年			44	89	20	42	7	16	71	147
昭和拾一年			51	109	20	42	7	16	78	167
昭和拾二年			52	110	21	39	7	15	80	164
昭和拾三年			64	127	23	42	11	21	98	190
昭和拾四年			71	135	23	43	11	21	105	199

第五節 職員社宅の変遷

職員社宅構造設備ノ変遷

一、明治時代

- (イ) 敷地 創業当時ハ単ニ平坦地ヲ条件トシテ建設シタルモノニシテ将来ノ計画又ハ採光排水等ノ考慮モナク從ツテ方位等モ東、西、北向ト夫々一定セズ
- (ロ) 間取 坪数ハ極メテ切詰メタルモノニテ室数ハ二室或ハ三室トス
小頭社宅ガ大部分ニシテ玄關ノ設ケナク台所入口ヲ兼ネシメ入口ノ反対側ニ濡縁ヲ付ケ便所ヘノ通路トセリ
工手級ハ之ニ独立ノ出入口土間ヲ付ケ工手長級ハ更ニ玄關及一室ヲ設ケタリ各室ハ襖障子ヲ以テ間仕切トシ之レヲ開放シ得ル様施設ス
- (ハ) 様式構造 古風ノ長屋建ニシテ内部外観共極メテ單純ナリ使用材料等土地産ノ杉及松材ヲ用ヒ基礎工事等極メテ簡單ナル玉石地形ニシテ壁ハ真壁白漆喰トシ外部焼板下見張トナス、屋根ハ土地産小形地瓦葺、敷地外部ニハ三尺板塀ノ囲ヲス
台所モ土間ノ俣ニ板製ノ流シト水甕及煉瓦製ノ竈ヲ備ヘタルニ過ギズ便所ハ古來ノ壺式汲取ナリ

二、大正時代

- (イ) 敷地 此ノ時代ニハ社宅ノ建設モ増加シ從ツテ敷地モ計画的ニ作ラレ広サ等モ各社宅ノ種類毎ニ定メラレ間取方位等モ充分考慮セラレタリ
- (ロ) 間取 大正九年以後建設ノモノハ普通ニ戸建トシ室数モ一戸四室以上ノ割合纏リタルモノニテ一部夜勤者ノ安眠ヲ考慮シニ階建社宅ヲ建設セリ殆ンド全部玄關附ニテ縁側モ南側ニ設ケ工手長以上ノ社宅ニハ浴場ヲ設備シタリ
- (ハ) 様式構造 様式ハ大体変ラザルモ使用材料等ニヨリ一段ノ進歩ヲ認メラル構造亦居住者ノ要求ニ応ジ改良セラレタルモノナリ基礎ハ混凝土地形ト

三、昭和時代

- (イ) 敷地 各級社宅ノ広サモ一定ノ標準ヲ作り之ニ依リ配置計画ヲ行ヒ道路、排水、水道等次第ニ規則的ニ施工ヲナセリ
- (ロ) 間取 大体ノ型ハ從來ノモノニ倣ヒ施工シ来リタルモ昭和九年以降新築ノモノハ室ノ大サ間取等一段ノ進歩ヲ見ル、窓ヲ出窓トシ独立ノ洗面所ヲ設ケ炊事場ニ整理戸棚ヲ取付クル等尚此時ヨリ一般社宅ニ浴室ノ設備ヲナシ昭和十年秋ニハ各坑、共同浴場を廢セリ
- (ハ) 様式構造 様式ハ旧來ノ通りナルモ採光面ヲ多ク取リタル為外観ハ長屋風カラ近世住宅風ニ変ル又家ノ構ヘトシテ門ヲ備ヘ周圍板塀モ区画立ツテ作ル
構造モ実用ト体裁ヲ考慮シ室ノ内外ニ欄間ヲ附シ総ベテノ室ニ天井ヲ設ケ家ノ高サ内法等モ適當ニ高メラル、使用材料モ米材、台湾材、南洋材等適宜混用セリ又屋根材料モセメント瓦及スレートヲ利用ス

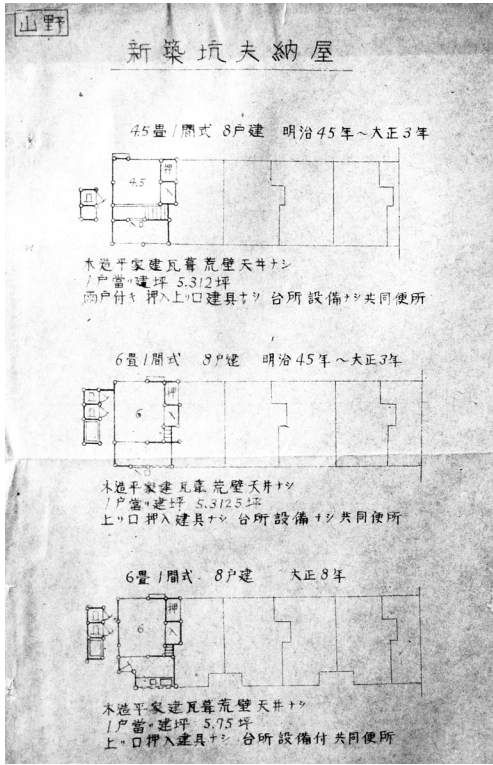


図2 新築坑夫納屋

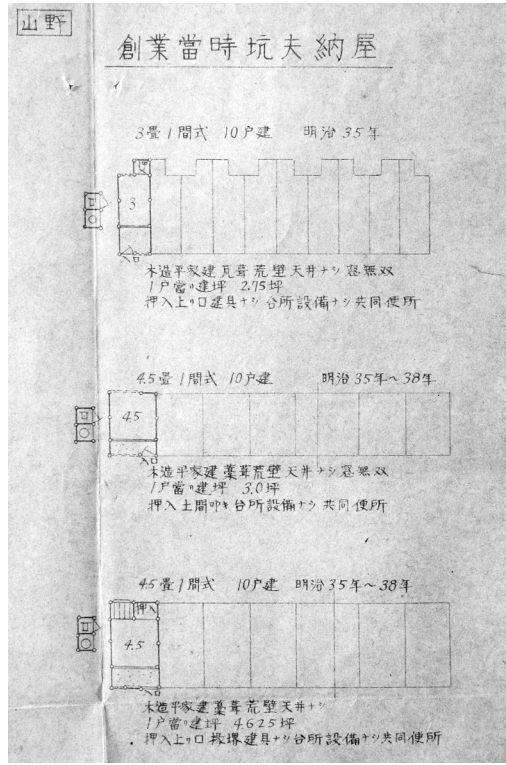


図1 創業時坑夫納屋

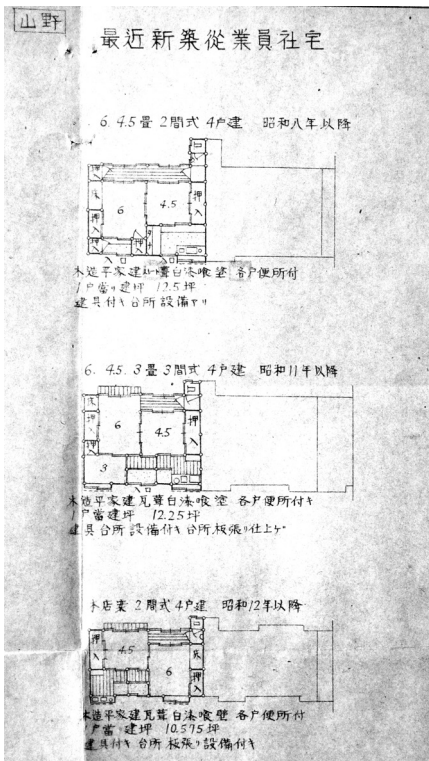


図4 最近新築従業員社宅

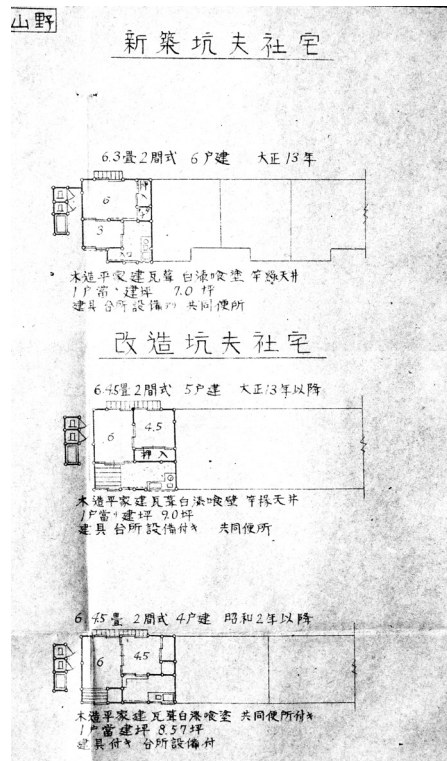


図3 新築坑夫社宅・改造坑夫社宅

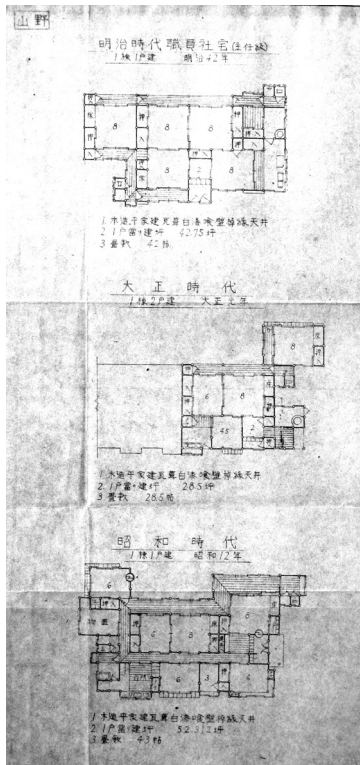


図6 職員社宅（主任級）

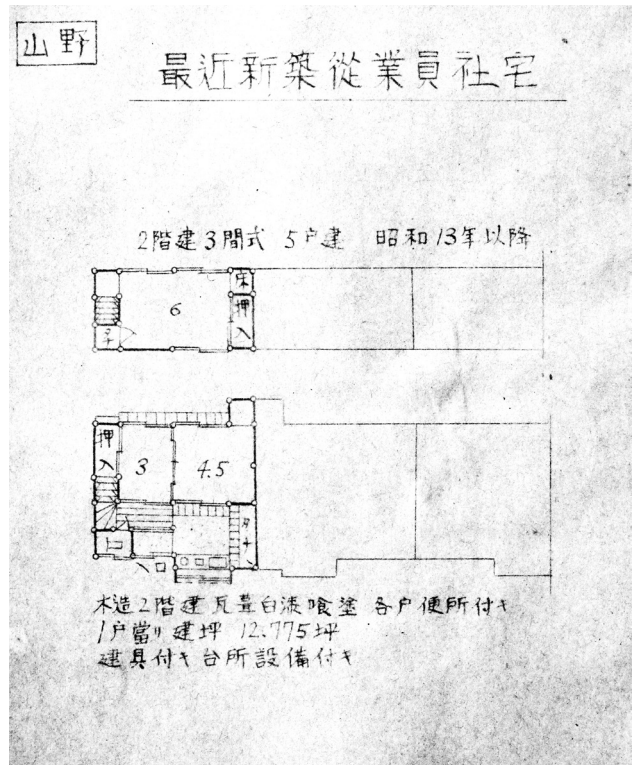


図5 最近新築従業員社宅（二階建）

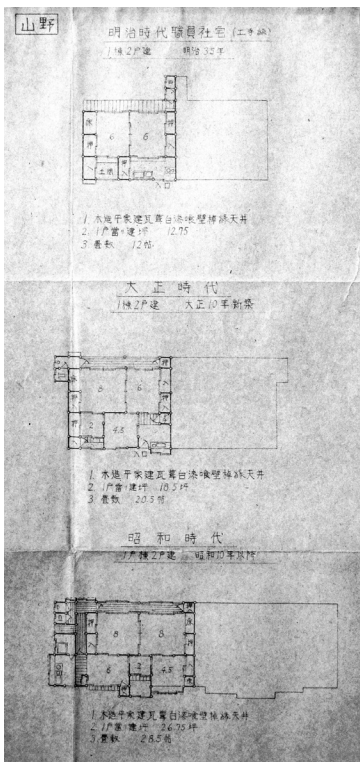


図8 職員社宅（工手長級）

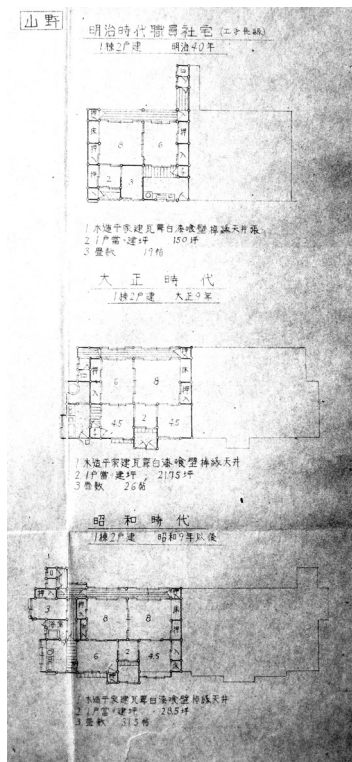


図7 職員社宅（小頭級）

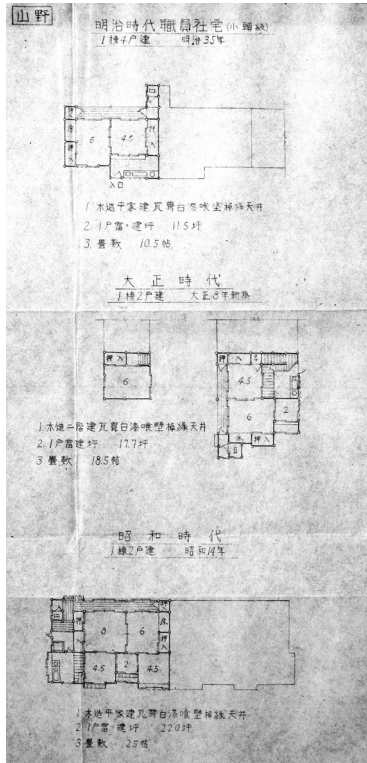


図9 職員社宅(工手級)